

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

□ 8月から新しい保険証になります

現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の保険証は、7月31日で有効期限が切れます。

8月1日からは、7月下旬にお送りする保険証をお使いください。

新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日までです。(一部、期限の異なる場合があります。)

	国民健康保険	後期高齢者医療
保険証の色	旧 空色 ⇒ 新 ベージュ色	旧 ベージュ色 ⇒ 新 桃色
送付先	世帯主の方宛にまとめて郵送 (世帯の加入者全員分)	加入者ご本人宛に個別で郵送

※ 8月になっても保険証が届かない場合には市役所市民生活課までご連絡ください。

職場の健康保険に加入したら

職場の健康保険(扶養になっている方も含む)に加入している場合、国民健康保険を辞める手続きが必要です。

手続きに必要なもの

国民健康保険以外の健康保険証、国民健康保険の保険証、本人確認書類、印かん、マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーが確認できる書類

島外の学校に通学している学生の方はご注意ください

国民健康保険加入の方で学校等へ進学のため、住民登録を市外へ移す場合は、学生特例の手続きが必要です。手続きをされないと国民健康保険の資格が喪失となり、保険証が使えなくなります。

手続きに必要なもの

修学中の方の学生証(写し)または在学証明書(原本)、本人確認書類、印かん、マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーが確認できる書類

島外の学校に
通学している学生の方は
注意が必要です



□ 保険税(料)額のお知らせ

国民健康保険税のお知らせについて

税額をお知らせする決定通知書および納税通知書は、8月中旬にお送りします。

後期高齢者医療保険料のお知らせについて

• 普通徴収(納付書払い・口座振替)の方

7月中旬に、年間の保険料額をお知らせする決定通知書をお送りします。

※ 普通徴収の対象となる方は、5月31日現在で75歳になられている方で、10月までに特別徴収(年金からの天引き)にならない方です。

• 特別徴収(年金から天引き)の方

10月以降の保険料が特別徴収となる方には、7月下旬に年間の保険料額をお知らせする決定通知書と10月以降の特別徴収額の通知書をお送りします。